

令和 8 年 4 月 30 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、大成ジム所属ボクサーである下川雷斗（ライセンスNo.52900）選手を令和 8 年 4 月 28 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 大成ジム下川雷斗選手は、令和 8 年 4 月 29 日の試合の前日計量において計量失格となり、試合がキャンセルとなった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は下川雷斗選手を令和 8 年 4 月 28 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、大成ジムのマネージャーである新井龍二（ライセンスNo.42908）氏を戒告処分とする。

理由：新井龍二氏は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション